

協和キリン株式会社

コーポレートガバナンス・ポリシー

制定 2016 年 1 月 29 日

改正 2019 年 7 月 1 日

目次

第1章 総則	1
1.1. 目的	1
1.2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方	1
1.3. 改廃方針	2
第2章 コーポレートガバナンスの体制	2
2.1. 機関設計	2
2.2. 取締役会	2
2.2.1. 取締役会の役割・責務	
2.2.2. 取締役会の構成	
2.2.3. 取締役会の評価	
2.3. 監査役会	3
2.3.1. 監査役及び監査役会の役割・責務	
2.3.2. 監査役会の構成	
2.3.3. 会計監査人及び内部監査部門との関係	
2.4. 諮問委員会等	3
2.4.1. 指名・報酬諮問委員会	
2.5. 内部統制	4
2.5.1. コンプライアンス・リスクマネジメント体制	
2.6. 取締役、執行役員及び監査役	4
2.6.1. 取締役、執行役員及び監査役の指名、選解任に関する方針	
2.6.2. 独立社外取締役	
2.6.3. 取締役、執行役員及び監査役の報酬に関する方針	
2.6.4. 支援体制	
2.6.5. トレーニング方針	
2.7. 会計監査人	6
第3章 ステークホルダーとの適切な協働	6
3.1. 当社グループのステークホルダーとの協働に関する基本的な考え方	6
3.2. 株主の権利・平等性の確保	7
3.2.1. 株主総会	
3.2.2. 資本政策の基本的な方針	
3.2.3. 政策保有株式に関する方針	
3.2.4. 買収防衛策に関する方針	
3.2.5. 関連当事者間の取引に関する方針	
3.3. 株主以外のステークホルダーと適切な協働	8
3.3.1. 従業員の行動準則と内部通報	
3.3.2. 社会・環境に関する考え方	
3.3.3. 多様性に関する考え方	
3.3.4. 従業員の健康に関する考え方	
3.3.5. 企業年金のアセットオーナーとしての役割	
第4章 情報開示の充実及び株主との建設的な対話	10
4.1. 情報開示の基本的な考え方	10
4.2. 株主との対話に関する基本方針	10
別紙1. 社外役員の独立性に関する基準	11
別紙2. ディスクロージャーポリシー	13

*本ポリシー各条項の[]内の番号は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードとの対応関係を示す。

協和キリン株式会社

コーポレートガバナンス・ポリシー

第1章 総則

1.1. 目的 [2-1、3-1(i)]

- ・ 本ポリシーは、親会社であるキリンホールディングス株式会社の経営理念およびグループ共通の価値観のもと、協和キリン株式会社（以下、当社）が、その経営理念および中期経営計画の実現を通じて持続的成長と中長期的な企業価値向上を効果的・効率的に図ることができるコーポレートガバナンス体制を実現することを目的とする。

<経営理念>

協和キリングループは、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。

<協和キリングループ 2016-2020 年中期経営計画>

当社グループは、2016 年から 2020 年の 5 年間で「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」の期間と位置づけた中期経営計画を策定し、医療と健康を取り巻く環境変化に対応し、以下 4 つの戦略の達成に取り組むことにより、独創的な研究と革新的な技術に裏付けられた研究開発型のグローバルカンパニーを目指す。

- ・ グローバル競争力の向上（グローバル戦略 3 品の欧米上市）
- ・ イノベーションへの挑戦（4 領域のカテゴリーにおける新しい価値創造への挑戦）
- ・ 卓越した業務プロセスの追求（収益力の向上とグローバルを含めた信頼される業務プロセスの構築）
- ・ 健康と豊かさの実現（グループが有する多彩な事業基盤を活かした多様な医療ニーズへの対応）

1.2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 [3-1(ii)]

- ・ 当社は、上記目的に掲げる経営理念及び中期経営計画に基づき、社会の基盤を担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、迅速・果敢な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るなどコーポレートガバナンスの充実に取り組む。
- ・ 当社は、経営理念に基づく中期経営計画実現のためにステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重する。
- ・ 当社は、株主・投資家に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示を行うとともに、株主・投資家との建設的な対話を積極的に行い、誠意を持って説明責任を果たす。
- ・ 当社は、キリンホールディングス株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を

確保する。

1.3. 改廃方針

- ・ 本ポリシーは、株主・投資家との建設的な対話を踏まえて毎年見直すものとする。なお、本ポリシーの改廃は取締役会の決議をもって行うものとする。

第2章 コーポレートガバナンスの体制

2.1. 機関設計 [4、4-1、4-1①]

- ・ 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用する。取締役会は、重要な業務執行の最終意思決定を行うとともに、複数の社外取締役を設置して経営の透明性と客観性を高め、業務執行の監督機能を果たす。また、任意の指名・報酬諮問委員会を設置して、取締役会の機能を補完し、経営に対する監督機能の強化を図る。さらに、取締役会から独立した複数の社外監査役を含む監査役及び監査役会によって最終意思決定のプロセス・内容を監視・検証する。この機関設計において、取締役が執行役員を兼務することにより、意思決定と執行の緊密な連携によるマネジメント機能を推進するとともに、独立社外取締役及び監査役・監査役会を中心としてモニタリング機能を働かせ、任意の委員会を設置することにより経営の透明性を高め、業務執行機能と監督機能のバランスを備えたハイブリッド型のガバナンス体制を構築する。
- ・ 当社は、機動的に事業戦略を実行し、執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。取締役会は、業務執行に係る権限の多くについて各業務を担当する執行役員に委譲する。

2.2. 取締役会

2.2.1. 取締役会の役割・責務 [4-1①、4-1②、4-5]

- ・ 取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスの構築により経営理念を実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指す。
- ・ 取締役会は、当社グループ全体及びグループの主要会社の長期経営構想、中期経営計画及び年度経営計画等の当社グループの重要な業務執行並びに法定事項について決定するとともに、取締役の職務執行を監督する責務、グループ全体の適切な内部統制システムを構築する責務等を負う。
- ・ 取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規程」において、取締役会にて決議する事項を定める。その他の業務執行に係る権限については、各業務を担当する執行役員に委譲する。

2.2.2. 取締役会の構成 [4-8、4-10、4-11、4-11①]

- ・ 当社は、取締役会を構成する取締役の員数を定款の定めに従い10名以下とし、グローバル・スペシャリティファーマ実現のための知識、経験、能力、見識等を考慮し、多様性を確保しながら全体としてバランスのとれた透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の

監督の実効性を確保するため、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任する。

- ・ 当社は、取締役会の機能を補完し、より透明性の高いガバナンス体制を構築するため、任意の委員会として指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、その構成員の過半数を社外役員とする。

2.2.3. 取締役会の評価 [4-11、4-11③]

- ・ 当社は、取締役会の構成や運営等に関するレビューを実施した上で、取締役会でその評価を実施し課題の改善を行うことにより、取締役会の実効性の維持、向上を図る。

2.3. 監査役会 [4-4、4-4①、4-5、4-13③]

2.3.1. 監査役及び監査役会の役割・責務

- ・ 監査役及び監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の健全性を確立する状況を監視・検証する。
- ・ 監査役は、常勤監査役による当社グループ内における情報収集力及び独立性を活かし、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、各監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備に努める。
- ・ 監査役は、社外取締役への情報提供を強化するため、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行う。

2.3.2. 監査役会の構成

- ・ 監査役会は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を3名以上とする。また、その半数以上を社外監査役により構成する。

2.3.3. 会計監査人及び内部監査部門との関係 [3-2、3-2①、3-2②、4-13③]

- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を整備する。
- ・ 監査役は、会計監査人の評価基準を策定し、独立性と専門性について確認する。また、監査役及び監査役会は、会計監査人との面談を定期的実施し、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかについて会計監査人に説明を求める。
- ・ 監査役及び監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備、問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

2.4. 諮問委員会等 [4-1③、4-10、4-10①]

2.4.1. 指名・報酬諮問委員会

- ・ 指名・報酬諮問委員会は、社内取締役及び社外役員で構成し、その過半数は社外役員とし、委員長は、社外役員とする。
- ・ 指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役、執行役員及び監査役の選解任方針並びに各候補者案、役付取締役の選定及び解職、取締役の担当職務、最高経営責任者の後継者の選定方針、当社グル

ープの主要会社社長の候補者案、当社取締役、執行役員及び監査役並びに当社グループの主要会社社長の報酬制度・水準、報酬額等について、客観的かつ公正な視点から審議・決定の上、取締役会に答申する。

2.5. 内部統制 [4-3、4-3②]

- ・ 取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメント、財務報告の適正性確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

2.5.1. コンプライアンス・リスクマネジメント体制

- ・ 当社は、当社グループの「コンプライアンス基本方針」、「リスクマネジメント基本方針」に則り、コンプライアンスを誠実に推進するとともに、リスクに対する適切な対応を行う体制を確保する。
- ・ 当社は、当社グループの経営課題に内在する様々なリスクに対応するため、各種社内委員会を設置し、コンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。各種社内委員会の活動内容は定期的に取り締役に報告する。各種社内委員会の概要は以下の通り。
 - グループ CSR 委員会：コンプライアンス、情報セキュリティを含むリスクマネジメント、環境保全、企業価値創出など CSR に関する当社グループ全体戦略及び活動方針などの重要事項を審議する。
 - グループ情報公開委員会：情報活動の基本方針及び情報公開に関する重要事項を総合的に審議する。
 - グループ品質保証委員会：品質保証に関する基本方針を審議する。
 - グループ財務管理委員会：資金管理及び財務市場リスクに関する基本方針、計画などの重要事項を審議する。

2.6. 取締役、執行役員及び監査役

2.6.1. 取締役、執行役員及び監査役の指名、選解任に関する方針 [3-1(iv)、4-11、4-11①]

- ・ グローバル・スペシャリティファーマを目指し、グローバルな事業展開を行う当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、当社グループの主要事業又は事業経営に関しての豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮して、取締役及び監査役の各候補者を指名し、執行役員を選任する。社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、経営に関する豊富な経験、高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を複数指名する。
- ・ 監査役には、財務・会計部門に関する適切な知識を有する者が1名以上選任されるよう配慮する。
- ・ 取締役及び監査役の選解任と各候補者の指名に当たっては、指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役及び監査役の選解任議案を株主総会に付議する。(ただし、監査役の選任と候補者の指名については監査役会の同意を得る。)
- ・ 執行役員の選解任と各候補者の指名に当たっては、指名・報酬諮問委員会での審議を経て

執行役員を選解任を取締役会で決議する。

- ・ 取締役及び監査役の選解任議案の提案理由については、株主総会招集通知に記載する。

2.6.2. 独立社外取締役 [4-6、4-7、4-8、4-9]

- ・ 当社は、コーポレートガバナンスの公正性、透明性を高め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の社外役員の独立性基準〈別紙〉を満たす独立社外取締役を2名以上選任する。
- ・ 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督、利益相反行動の監視を行うとともに、少数株主をはじめとするステークホルダーの立場を取締役会に適切に反映させる。
- ・ 独立社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう、常勤監査役が主催し、独立社外取締役を含む非業務執行役員をメンバーとする会合を開催する。
- ・ 独立社外取締役を含む社外取締役と社内取締役及び執行役員との連絡、調整は、当社秘書部門が行う。

2.6.3. 取締役、執行役員及び監査役の報酬に関する方針 [3-1(iii)、4-2、4-2①]

- ・ 取締役、執行役員及び監査役の報酬は、更なる持続的な成長と企業価値の増大に貢献する意識を高め、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を目指す人材を確保できる内容であること、役員各自がその職務執行を通じて当社への貢献を生み出す動機付けとなるものを基本とする。
- ・ 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動型年次賞与、中長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションで構成する。なお、非業務執行取締役（社外取締役）及び監査役については、経営の監督機能を十分に働かせるため、固定報酬とする。
- ・ 取締役、執行役員及び監査役の報酬は、当社の健全な持続的成長と企業価値向上のために適切なインセンティブとなるよう、今後も継続して指名・報酬諮問委員会で検討を行う。

2.6.4. 支援体制 [4-12、4-12①、4-13]

- ・ 当社は、取締役会での活発かつ建設的な議論を図るべく、経営企画部門に取締役会事務局を設置し、以下の通り運営する。
 - 1) 取締役会の年間スケジュールや予定議題は日程調整の上相当程度前に決定するとともに、当日の審議時間で十分な審議が出来る適切な審議案件数・開催頻度・時間を設定する。
 - 2) 取締役会資料は、十分な検討ができるタイミングにて事前配布する。
 - 3) 当日の審議時間は、十分な審議が出来る適切な審議時間を設定する。
 - 4) 取締役会事務局は、社外役員を含む取締役及び監査役に必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて取締役会の審議・報告案件に関する事前説明を行う。
- ・ 執行組織は、取締役及び監査役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に提供する。

2.6.5. トレーニング方針 [4-14、4-14①、4-14②]

- ・ 当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び

情報提供を適宜実施する。

- ・ 当社は、取締役及び監査役が就任する際には、会社法、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント等に関して、専門家や当社関連部門からの講義や研修を実施し、就任後も必要に応じて法律改正時や経営課題などに対する研修や勉強会を継続的に実施する。
- ・ 当社は、社外取締役及び社外監査役が就任する際には、当社グループの事業内容の説明や主要拠点の視察等を実施する。

2.7. 会計監査人 [3-2、3-2①]

- ・ 取締役会及び監査役会は、会計監査人が当社グループの財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、並びに内部監査部門との連携を通じて、独立性と専門性をもった十分かつ適正な会計監査人監査が行われるよう適切な対応を行う。
- ・ 会計監査人の選解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容については、監査役会の決議によって行う。
- ・ 会計監査人又は一時的会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対する同意は、監査役会の決議によって行う。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

3.1. 当社グループのステークホルダーとの協働に関する基本的な考え方 [2、2-1]

- ・ 当社は、社会課題の解決とお客様への価値提供を両立させていく「キリングroupならではのCSV^{*}」の考え方に基づき、当社グループにおいても、2016-2020年中期経営計画の戦略の一つである健康と豊かさの実現を CSV 経営と位置づけ、経済的価値の創造と社会的価値の創造をともに実現することを目指す。

※CSV：Creating Shared Value の略で、社会課題への取り組みによる「社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」の両立により、企業価値向上を実現すること

- ・ 当社は、社会のよき一員として、全てのステークホルダーと良好な関係を築くため、以下の方針を定める。
 - 高品質の維持に努め、お客様に満足いただける製品・サービスを提供する。
 - お客様、株主、投資家、従業員、取引先、コミュニティ、行政、その他当社グループの事業における関係者と適法かつ健全な関係を維持する。
 - 関係各国及び地域の経済・社会・文化習慣等を尊重し、地域社会との調和を図る。
 - 従業員各自の人間性を尊重し、働きやすい職場環境の維持に努める。
 - 社会のルールを守り、誠実に高い倫理観を持って行動する。
 - 全ての人々の人権、人格を尊重する。
 - 次世代に引き継ぐ地球環境保護に積極的に取り組む。
 - 当社グループの事業に関する情報を適正に管理する。
 - ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行う。

- ・ 当社グループの中期経営計画の実現と、中長期的な価値創造実現のためにはステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識して、それら全てのステークホルダーと経済的価値及び社会的価値を共創する。

3.2. 株主の権利・平等性の確保 [1、1-1、1-1③]

- ・ 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、少数株主も含めて、株主総会の議決権等の株主の権利が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。少数株主が当社及び当社役員に対する特別な権利を行使する場合には、その意思を尊重する。
- ・ 新規で株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレートガバナンス体制にてその役割・責務を十分に果たせることを取締役会で確認する。

3.2.1. 株主総会 [1-1、1-1①、1-2、1-2①、1-2②、1-2③、1-2④、1-2⑤]

- ・ 当社は、株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使の機会を確保する。
- ・ 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を招集通知及び東京証券取引所における適時開示等を通じて開示する。
- ・ 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を株主総会の開催日の3週間前を目安に発送するとともに、当該発送日の1週間前を目安に当社及び東京証券取引所のウェブサイトを開示する。
- ・ 当社は、株主の議決権の行使検討期間に最大限配慮し、正確な情報提供ができることを担保しつつ、招集通知の発送日、株主総会の開催日等、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- ・ 当社は、機関投資家及び海外投資家の議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームに参加する。加えて、海外投資家の議決権行使の利便性向上のため、招集通知を英訳する。
- ・ 代理人による議決権行使は、定款の定めにより当該代理人が株主である場合に限定する。ただし、株主名簿上の株主又は常任代理人を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等（以下、「実質株主」）の本人確認ができる場合においては、株主名簿管理人と協議の上、実質株主の株主総会への出席について検討する。
- ・ 株主総会において可決に至ったものの相当数を超える反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多数となった原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否について検討する。

3.2.2. 資本政策の基本的な方針 [1-3、1-6]

- ・ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、自己資本利益率(ROE)を重要な経営指標と位置付け中長期的な目標値を設定し経営を行う。
- ・ 当社は、株主還元に関して連結配当性向40%（のれん償却前利益ベース）を目処に安定的な配当を行うことを基本とする。なお、自己株式の取得については、経営環境や資本効率等を勘案し、機動的に対応する。
- ・ 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策等については、取締役会において、全てのステークホルダーにおける企業価値の観点から十分に検討したうえで合理的な判

断を行う。

3.2.3. 政策保有株式に関する方針 [1-4]

- ・ 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から保有意義が認められる場合を除き、政策保有株式は保有しない。
- ・ 当社は、個別の政策保有株式の保有の合理性について毎年取締役会にて検証を行い、保有意義の薄れてきた銘柄については、取引先等との対話・交渉を実施しながら、政策保有株式の縮減を進める。
- ・ 当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値の向上に資するものであるか、また、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、議案ごとに賛否を判断のうえ、適切に議決権を行使する。

3.2.4. 買収防衛策に関する方針 [1-5、1-5①]

- ・ 当社は買収防衛策は採用しない。
- ・ 当社の株式が公開買付けに付された場合は、当社は取締役会としての考え方を速やかに株主に開示する。

3.2.5. 関連当事者間の取引に関する方針 [1-7]

- ・ 当社は、関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示する。
- ・ 当社は、取締役・監査役及びその近親者との取引について、重要な事実がある場合、取締役会に報告する。
- ・ 取締役や、取締役が第三者の代理人や代表者として行う競業取引やその他の利益相反取引については、会社法及び取締役会規程等に従い、取締役会で決議する。
- ・ 支配株主との取引については、当社より提供する、あるいは当社に提供される財・サービスが主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定を行う。

3.3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 [2、2-1]

- ・ 当社は、第3章 1.当社グループのステークホルダーとの適切な協働に関する基本的な考え方に基づき、事業（商品やサービス）を通じてお客様とのブランド価値共創、地球環境の保全、取引先との共存共栄、コミュニティの発展を目指す。
- ・ 当社は、従業員を当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の源泉と位置付け、従業員の健康、増進を図りつつ、イノベーションに挑戦する組織風土を醸成する。

3.3.1. 従業員の行動準則と内部通報 [2-2、2-2①、2-5、2-5①]

- ・ 当社は、「協和キリングroupコンプライアンス基本方針」及びそれに基づく「協和キリングgroup行動規範」を定め、当社グループ内への周知、浸透、教育を行うとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- ・ 当社は、定期的に従業員意識調査及び人権コンプライアンス調査を実施し、行動準則の趣旨

浸透度合いを把握し取締役会に報告する。

- ・ 当社は、職制を通じた解決が困難な問題に関して、是正、防止、解決に導き社会的信頼の確保及び向上を図るための当社グループ内部通報制度を設置し、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- ・ 当社グループの内部通報制度については、事案のレベルに応じた窓口を設置し、取締役等経営層に関する事案については、独立した窓口から当社の監査役に直接報告される。

3.3.2. 社会・環境に関する考え方 [2-3、2-3①]

- ・ 当社は、環境・従業員の労働安全衛生、製品・サービスの品質に関する基本方針を定め、製品の開発や製造、販売などの各プロセスにおいて、環境保護及び従業員・市民の安全と健康に配慮して事業活動を行う。
- ・ 当社は、低炭素、省資源、環境保全保護、地域の環境や生態系の保全など、次世代に引継ぐ地球環境の保護に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて活動する。

3.3.3. 多様性に関する考え方 [2-4]

- ・ 当社は、「多様な価値観を理解・尊重し、多様な人材が様々なライフステージを超え、ともに力を合わせながら活躍できる場を提供する」ために、会社が社員の自主性を尊重し、能力の向上と創造性の発揮を促すことで、社員が自らチャレンジし、働きがいを感じられる環境づくりを目指す。
- ・ 当社は、女性活躍推進について 2020 年までに女性管理職比率を 10%まで向上するための人事・育成施策を実施する。

3.3.4. 従業員の健康に関する考え方 [2]

- ・ 当社は、「協和キリングroup健康宣言」のもと、従業員一人ひとりの健康の維持・増進を図り、予防的視点から積極的に健康づくりに取り組むとともに、従業員一人ひとりの健康づくり行動を促進する「動機付け」と、健康づくり行動を実践していくための「継続支援」を推進する。

3.3.5. 企業年金のアセットオーナーとしての役割 [2-6]

- ・ 当社における企業年金の積立金の運用は、企業年金基金により行う。
- ・ 当社は同基金に対し年金運用に適した資質を有する者を計画的に登用・配置するとともに、外部研修や年金運用セミナーへの出席などを通じてその専門性を高めることに努め、同基金を支援するための適切な運営体制を構築する。
- ・ なお、同基金は資産運用委員会において運用状況のモニタリングを行い、運用方針に基づいて外部アドバイザーの意見を参考に、適宜資産配分や運用委託先の見直しを行う。

第 4 章 情報開示の充実及び株主との建設的な対話

4.1. 情報開示の基本的な考え方

- ・ 当社は、情報開示の充実が株主（潜在的な株主である「投資家」を含む）との建設的な対話の前提となることを認識し、ディスクロージャーポリシー（別紙）に則った情報開示を行う。

4.2. 株主との対話に関する基本方針 [5、5-1、5-1①、5-1②、5-1③、5-2]

- ・ 当社は、株主との建設的な対話がコーポレートガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、対話の申込みに応じるとともに、定期的に把握する株主構造を踏まえて能動的に建設的な対話を行うための場を設定する。
- ・ 株主からの個別の面談の申込みに、IR担当役員の統括のもと、コーポレートコミュニケーション部門 IRグループが中心となって対応する。IR担当役員が、社長、その他の取締役（社外取締役含む）又は執行役員との面談が適切と考える株主については、合理的な範囲で対話の場を設定する。
- ・ 当社は、対話の目的に応じ、IR担当役員を中心として、財務担当、経営企画担当、法務担当その他の関係部門が連携することで、株主との対話の充実を図る。
- ・ 当社は、長期経営構想、中期・年度経営計画、経営戦略、決算、個別事業等に関する説明会及び株主・投資家訪問を企画・実行し、当社についての理解と対話の促進を図る。
- ・ 当社は、対話において適時・適切かつ公平性に配慮し、誠意をもって説明を行うとともに、株主の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努める。IR担当役員は、株主からの意見や質問を、社長をはじめとする取締役及び執行役員へ定期的又は必要に応じて報告する。

2016年1月29日制定

2017年3月23日改正

2018年12月14日改正

2019年3月20日改正

2019年7月1日改正

<別紙 1>

社外役員の独立性に関する基準 [4-9]

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- ①当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。
- ②当社の主要株主（当社の親会社を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「主要株主」とは、議決権所有割合 10%以上の株主をいう。
- ③当社が主要株主である会社（当社の子会社を除く）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ④当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている者をいう。
- ⑤当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社」とは、直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている会社をいう。
- ⑥当社の主要な取引先である者
「当社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受け、又は当社に対して行っている者をいう。
- ⑦当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社の主要な取引先である会社」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受け、又は当社に対して行っている会社をいう。
- ⑧当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑨当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑩当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である者
本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高（総収入）の2%に相当する額をいう。
- ⑪当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

⑫当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者

本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%に相当する額のいずれか大きい額をいう。

⑬当社又は当社の子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者

⑭上記①又は②に過去5年間において該当したことがある者

⑮上記④～⑧、⑩のいずれかに過去3年間において該当したことがある者

⑯上記①～⑮のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族。但し、本項の適用においては、①～⑮において「支配人その他の使用人」とある部分は「支配人その他の重要な使用人」と読み替えることとする。

⑰当社の取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族

⑱当社の子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等若しくは同居の親族

⑲過去5年間において当社又は当社の子会社の業務執行取締役又は執行役員であった者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族

以上

2013.2.21 制定

2016.1.29 改定

<別紙 2>

ディスクロージャーポリシー

<基本方針>

協和麒麟株式会社（以下「協和麒麟」といいます。）は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した迅速かつ正確な情報の開示を行うほか、協和麒麟の判断により協和麒麟を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

<開示方法>

東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し公開しています。TDnet 登録後すみやかに報道機関に同一情報を提供すると共に、協和麒麟ウェブサイトといたします。上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。

また、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合も、報道機関への情報提供や協和麒麟ウェブサイト上への掲載など、公平性に配慮した開示を心がけております。

<業績予想および将来の予測に関する事項>

協和麒麟は、協和麒麟および関係会社の計画・戦略などの将来の見通しに関する情報を提供する場合があります。また、メディア、説明会、各種資料、質疑応答等には将来の見通し、見解などが含まれる場合があります。何れの場合におきましても、過去または現在の実績に関するもの以外は将来の業績に関する見通しであり、その時点で入手可能な情報による判断および仮定にもとづいています。従いまして、実際の業績は、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢などによってこれらと異なる結果になる場合があります。

<沈黙期間>

協和麒麟は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定しております。この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。

ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく変化する見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとしております。なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲のご質問等につきましては対応いたします。

適時開示に係る宣誓書

東京証券取引所の規定により提出をしている「適時開示体制の概要」を協和麒麟ウェブサイト上に掲載しておりますので、ご参照下さい。

協和麒麟ウェブサイトへのリンク：<https://ir.kyowa-kirin.com/ja/disclosure.html>